

## 『倉富勇三郎日記』「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」関係抄録（大正八年）

## 解説

明治二十二年に制定された皇室典範において永世皇族の制が確立したものの、皇族の臣籍降下については、皇族女子が臣籍にある者と結婚する場合の外、それを規定する条文は存在しなかった。その後明治四十年に公布された皇室典範増補によって、はじめて王に限り、勅旨または情願によって家名を賜い華族に列し得るなどの規定が設けられた。明治四十三年、北白川宮能久親王の王子輝久王が臣籍に降下し小松侯爵となったのが典範増補の適用を受けた最初である。こうして男子皇族の臣籍降下を可能にする規定はできたものの、将来皇族の人数が過多にならざるよう、臣籍降下について一定の基準を設けることが課題として残った。

大正七年宮内大臣波多野敬直は、皇族の数が多きに過ぎることは皇室財政上の問題だけではなく、皇室の尊厳という観点からも好ましくないと、臣籍降下の基準立案を帝室制度審議会に求めた。帝室制度審議会では総裁伊東巳代治を中心に、倉富勇三郎、平沼騏一郎、岡野敬次郎、石原健三等が立案に当たり、大正七年五月より検討を重ね、同九年二月に成案を得た。翌三月、天皇はこの案をもって枢密院に諮詢、枢密院は多少の修正を行って可決奉答したため、さらに皇族会議に諮詢された。なお、皇太子裕仁親王（昭和天皇）は前年に成年を迎えられ、皇族会議員の資格を得られていたが、このとき初めて出席されている。ところが同会議では、一部皇族に異論が出るなど事態が紛糾、結局、同会議では皇族の利害に関わるため採決すべきではないとする意見が多数となり、そのまま閉会となった。宮内大臣は、すでに枢密院の可決奉答があり、皇族会議においても別段の異見があったわけではないとしてその施行を奏請し、同年五月十九日、「皇族ノ

降下ニ関スル施行準則」（以下「準則」として御裁可となった。その条文は以下の通りである。

朕茲ニ皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇族ノ降下ニ関スル施行準則ヲ裁定シ其ノ施行ヲ命ス

御名 御璽

大正九年五月十九日

宮内大臣 子爵波多野敬直

皇族ノ降下ニ関スル施行準則

第一条 皇玄孫ノ子孫タル王明治四十年二月十一日勅定ノ皇室典範増補第一条及皇族身位令第二十五条ノ規定ニ依リ情願ヲ為ササルトキハ長子孫ノ系

統四世以内ヲ除クノ外勅旨ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列ス

第二条 前条ノ長子孫ノ系統ヲ定ムルハ皇位繼承ノ順序ニ依ル

第三条 長子孫ノ系統四世以内ニ在ル者子孫ナクシテ父祖ニ先チ薨去シタル場

合ニ於テ兄弟タル王アルトキハ其ノ王皇位繼承ノ順序ニ從ヒ之ニ代ルモノトス

第四条 前数条ノ規定ハ皇室典範第三十二条ノ規定ニ依リ親王ノ号ヲ宣賜セラ

レタル皇兄弟ノ子孫ニ之ヲ準用ス

附則

此ノ準則ハ現在ノ宣下親王ノ子孫現ニ宮号ヲ有スル王ノ子孫並兄弟及其ノ子孫

ニ之ヲ準用ス但シ第一条ニ定メタル世數ハ故邦家親王ノ子ヲ一世トシ実系ニヨリ之ヲ算ス

博恭王ハ長子孫ノ系統ニ在ルモノト看做ス  
邦芳王及多嘉王ニハ此ノ準則ヲ適用セス

倉富勇三郎（一八五三〜一九四八）は福岡県出身、大審院検事・東京控訴院検事長・朝鮮総督府司法部長官・法制局長官などを歴任し、大正五年に帝室會計審査局長官、東久邇宮宮務監督として宮内省に入り、同年、帝室制度審議会委員にも任ぜられ、皇室制度の審議立案にも深く関わった。後に大正十五年から昭和九年にかけては枢密院議長を務め、男爵を授けられている。

ここで紹介する「倉富勇三郎日記」は現在、国立国会図書館憲政資料室において公開されているもので、当部編修課においては昭和天皇実録編修のための資料として複写収集した。主として手帳・日記帳などにペン書きで記され、大正八年から昭和十九年まで全二九七冊、平均一年一冊余、もともと多い年では一八冊（大正八年、昭和五年）にのほり、類まれなる膨大な記述量といつてよいであろう。また、記述内容は倉富自身の行動だけでなく、対談者との対話を速記録形式で記した内容の割合が非常に高く、しかもそれらは些事に至るまで、繰り返しを厭わず延々と記述されていることが特徴となっている。こうしたことから、この日記を解説するにはかなりの労苦が必要で、これを本格的に解説した研究はほとんどないといつてよい。

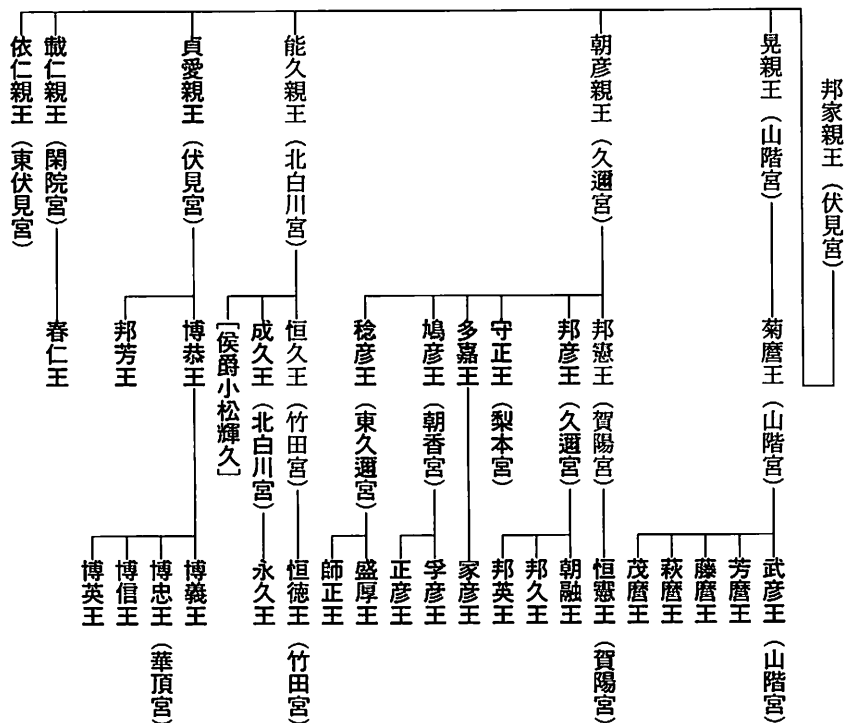
大正期の日記内容は皇室・宮内省関係の比重が高く、そのうち大正八〜九年に關しては「準則」に關する記述がかなりの割合を占めている。そこで今回は同日記を紹介する試みとして、「準則」関係の記述を抜粋して紹介した。

そもそも、皇族の臣籍降下の基準制定がこの時期問題となったのは、皇室經濟上の問題が第一であったが、当時の男子皇族は、直宮を除けばすべて伏見宮第二十代邦家親王の兒孫および曾孫で、血縁的に御直系よりかなり離れているという問題もあった。しかも、御直系以外の親王・王に關わる宮家の創設、および繼承

の変更が、典範制定後もしばしば行われたために、一律の降下基準を設け明文化することには非常な困難があった。たとえば、久邇宮朝彦親王の王子のうち邦憲王は、弟の邦彦王が久邇宮を継いだため特に賀陽宮の称号を賜わり、守正王は梨本宮を継ぎ、明治天皇の皇女の配偶者である鳩彦王・稔彦王は、それぞれ朝香宮・東久邇宮の称号を賜わったが、御兄弟中、多嘉王のみは宮号を賜わっていない

#### 男子皇族系図

大正八年十二月現在（直宮を除く。太字は当時存命の皇族）  
宮号を有する皇族には（ ）に宮号を附した。



い。また、伏見宮貞愛親王の継嗣であった邦芳王は健康上の問題から貞愛親王の情願により継嗣を止め、華頂宮を継承していた博恭王を伏見宮に復帰させ継嗣とし、博恭王第二男子の博忠王に華頂宮を継承させた（『皇室制度史料』皇族三、四参照）。

このように宮号が、実質的に皇族としての身位および待遇に直接結びついていながらもかわらず、「宮号」「宮家」自体は、皇室典範にはなんら規定されていなかった。しかも一定の基準がないまま、それぞれ個別の意味合いにおいて宮号の賜与・継承がなされてきたため、現存する男子皇族を対象にした降下基準を明文化することは困難を極めたのである。また、当事者である各皇族の意向・感情に配慮しなければならなかったことも当然であり、明文化した基準の法的位置付け、制定手続きなどをいかにするかについても大きな問題であった。

皇族の臣籍降下の問題については、「準則」制定ですべてが解決したわけではないが、近代皇族の制度について研究するためには、「準則」とその御裁可に到る一連の議論は欠かすことのできない重要な意味を持っている。しかし、これまでは「準則」に関する資料は、まとまったものはほとんどなく、『倉富勇三郎日記』の関連部分の紹介は、学術上有意義なものと考えられる。

今回は、『倉富日記』の始まる大正八年一月から十二月までの関係記事を紹介する。種々の問題から「準則」制定がなかなか進行しないが、年末になって制定に向け状況が急転する事情を窺うことができる。（梶田明宏・内藤一成）

#### 凡例

- 一、本文は国立国会図書館憲政資料室所蔵倉富勇三郎文書中の「倉富勇三郎日記」大正八年の記事中、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」に關係すると思われる箇所を、段落単位で抜き出し翻刻したものである。
- 一、抜粋した段落中、途中省略した部分は「」を用いて注記し、必要に応じて内容を補足した。前後の省略については、必要な場合を除き注記は省略した。
- 一、段落の区切りは改行した。また段落の始まりを示す○は原本通りとした。
- 一、抜粋しなかった段落については、その存在を示す注記は原則として行わなかった。

一、原本にある頭書は原則として省略したが、必要な場合は（へ）を用い本文中に注記した。

一、字体は原則として常用漢字を用いた。また仮名は原則として原本通りとし、句読点は適宜補った。

一、誤字・脱字と思われる箇所には傍注を附した。

一、主要な人名については、初出箇所「」を用い役職等を補った。

一、本文中の（ ）は原本の通りである。

#### 「倉富勇三郎日記」「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」関係抄録（大正八年）

一月十一日

○午後二時頃浅田<sup>(重)</sup>三郎〔宮内書記官、調査課勤務・帝室制度審議会幹事〕電話ニテ、伊東巳代治〔帝室制度審議会総裁・枢密顧問官〕ヨリ本月十五日午後一時ヨリ靈南坂帝室制度審議会事務所ニテ君ト石原健三〔宮内次官・帝室制度審議会委員〕、岡野敬次郎〔行政裁判所長官・同〕、平沼騏一郎〔検事総長・同〕ト俱ニ皇族処分内規ノ事ニ付協議会ヲ開キ度シ、差支ノ有無ヲ問フヘキ旨命セラレタリ、如何ト云フ。予、石原ハ差支ナキヤラ問フ。浅田、石原ノ都合ハ未タ分ラスト云フ。予、予ハ差支ナキ旨ヲ答フ。浅田、委員差支ノ都合ニテハ或ハ十四日ニ変更スルヤモ計ラレストノコトナリト云ヘリ。

一月十三日

○午前十時後石原健三ヲ其事務室ニ訪フ。石原正ニ波多野敬直〔宮内大臣〕ノ官房ニ在リ。予亦往ク。石原ト伊東巳代治カ皇族処分内規ニ付本月十五日協議会ヲ開キ度旨ヲ浅田<sup>(重)</sup>三郎ヲシテ通知セシメ来リタルニ付、予メ協議シ置ク必要アリト思フ旨ヲ告ク。石原ヨリ、伊東ガ開会ノ事ヲ自分ニ告ケタルモ、君ガ引籠中ナル故出勤出来サレハ延期セサルヘカラサル旨ヲ答ヘ置タリ、兎モ角一応開会シテ伊東等ノ話ヲ聞キ見ルヘシ、決定スル訳ニハ参ラサルヘシト云フ。波多野ハ、自分（波多野）ハ是迄既ニ皇族方ニ降下ノ事ヲ話シ置ケリ、内規忤作ラサルモ実行スルコトヲ得ヘシ、伏見宮〔貞愛親王〕ニモ其事ヲ話シタル処、博義王ガ虚弱ナル故博信王ノ降下ヲ見合セ居ル旨話シ居ラレタリト云ヘリ。予ハ不文ニテハ実行

困難ナルヘシト云ヒ置ケリ。

一月十五日

午後一時頃ヨリ石原健三ト共ニ自動車ニ乗り靈南坂制度審議會事務所ニ到ル。二時後ニ至リ委員始メテ集マル。乃チ皇族処分内規案ヲ議ス。決スル所ナシ。四時後散会ス。

一月十六日

○午後三時前石原健三ヲ其事務室ニ訪フ。南部光臣〔帝室林野管理局長官〕、北条時敬〔学習院長〕正ニ在リ、南部先ツ去リ北条次テ去ル。予石原ニ対シ、昨日制度審議會協議ノ模様ニ依レハ、次会以後ニ於テハ現在ノ皇族ハ世数ヲ限リテ臣籍ニ降下スヘキモノト決スヘシ、左スレハ宮内省ハ之ヲ施行スル責任ヲ生スルモ實際到底之ヲ施行スルコトヲ得ス、非常ノ窮境ニ陥ルヘキニ付、寧口処分内規ヲ作ラス不文ノ儘適宜ニ処置スル方宜シカルヘキ旨ヲ告ク。石原熟考スヘキ旨ヲ答フ。

一月二十日

○午前十一時頃石原健三ヲ其事務室ニ訪フ。石原將ニ外出セントス。後刻予カ室ニ来ルヘキ旨ヲ告ク。予乃チ去ル。十二時後石原来ル。予之ト皇族処分内規案ノ事ヲ談シ、伊東巳代治等カ云フ如ク現在ノ宮家ヲ世数ヲ限リテ臣籍ニ降スコトハ到底実行シ難シ、寧口會議ヲ止メテ不文ノ儘ニナシ置ク方宜シカルヘキ旨ヲ告ク。石原モ其事ニ致スヨリ外方法ナカルヘシト云フ。予、此事ハ波多野敬直ニ告ケ置ク必要アルヘシト云フ。石原、今日午後伊東巳代治ヲ訪ヒ其相談ヲ為スヘシト云ヘリ。

一月二十一日

○午前十時前上省ノ次玄閣ニテ石原健三ニ遇フ。石原、昨日君ニ対シ某所ニ行キタリト答ヘタルハ君ノ問ヲ誤解シテ答ヘタルモノニテ、君カ問ヒタル所ニハ未タ行カス、今日午後一時三十分ニ行クコトニ約束シ置ケリ、該問題（皇族降下処分内規案）ニ付何か名案アリヤト云フ。予、別ニ名案ナシ、昨日君ヲ訪ヒタルハ、君カ伊東巳代治ヲ訪ヒタル模様ヲ問ハント欲シタルナリ、当分何事モ定メス實際ニ於テ適宜ニ処置スルヨリ外致方ナシ、四親王家ノ如キハ仮令世数ヲ延ハスモ世

数ヲ限ルコトハ到底行ハレ難キコトナリト云ヒ置ケリ（昨日ノ記事、石原健三ヲ訪ヒタルトキノ問答参照）。

一月二十二日

午前八時前ヨリ東京駅ニ到リ王世子ノ朝鮮ニ赴クヲ送ル。八時後石原健三ト俱ニ宮内省ノ自動車ニ乗り宮内省ニ到ル。石原車上、石原カ昨日伊東巳代治<sup>（治郎）</sup>ヲ訪ヒ皇族処分内規案ノコトヲ協議シタル模様ヲ話ス。談未終ハラス。乃チ石原ノ事務室ニ過ル。正ニ話ス。伊藤博邦〔式部次長〕来ル。乃チ話ヲ止ム。既ニシテ井上勝之助〔宗秩齋總裁〕亦来ル。共ニ李太王薨去ノ事ニ付談話ス。二人去ル。石原乃チ話ヲ続ク。石原ノ談話要領左ノ如シ。伊東ヨリ皇族処分案ノ事ハ原敬〔内閣總理大臣〕ニ内談シタルヤト云フニ付、未タ内談セス、一通リ方針ヲ立テタラバ其上ニテハ内議スル積ナレトモ、未タ其マテノ運ニ至ラスト云ヒタル処、伊東ハ矢張り原ニモ内議シ置ク方可ナルヘシト云ヘリ、全体処分案ハ枢密院議ニ付シ、次テ皇族會議ニ付スヘキモノナルヘキカ、双方トモニ異議ナキ案ヲ作ルコトハ至難ナリ、寧口枢密院ノ議ニ付セス正式ニ元老ニ諮詢セラレ、其上直ニ皇族會議ニ付セラレテハ如何ト云ヘリ、自分（石原）ハ、皇族ハ自己ノ利害ニ関スル問題ナルニ付、皇族會議ノ議ニ付スルモ冷静ニシテ公平ナル意見ヲ出スコト出来サルヘシト云ヒタルモ、伊東ハ皇族會議ハ事件ノ如何ニ拘ハラズ諮詢セラル、コト、ナリ居ルニ付、付議スル方然ルヘシ、現在倉富案、平沼案、岡野案ノ三案アルモ自分（伊東）ハ三案トモ賛成シ難シ、自分ノ希望ハ皇室典範増補第一条ニ注釈ヲ下ス位ニ止メ、明瞭ニ降下等ノ事ヲ規定セス、實際ニ於テハ皇族ヲ減スル様ノ事ニ致シ、御直宮モ従来ノ宮モ規定ノ上ニ於テハ之ヲ區別セサル事ニ致シ度希望ナリト云フニ付、如何ニ之ヲ規定スルヤヤ問ヒタル処、伊東ハ夫レハ自分ニモ考案ハナケルトモ餅屋（岡野平沼等ヲ指ス）ニ任セタラハ何トカ工夫アルヘシト云ヘリ、依テ自分（石原）ヨリ、実ハ先日ノ評議ノ模様ニテハ宮内省ニテ実行スルコト出来ル案ヲ得ルノ見込ナク、夫レニテ宮内省ニテ其後工夫ヲ凝ラシテモ別ニ名案モ出テサル故、今日ハ来ル廿三日ニ開クヘキ委員会ノ延期ヲ求ムル為メ来訪セント思ヒ居リタル処ナリト云ヒタル処、夫レナラハ今少シ考フル事ニスヘシトテ延期ニ同

意セリ。

一月二十七日

午前十時後波多野敬直ヲ其官房ニ訪ヒ、波多野カ明日ヨリ兩陛下ニ供奉シテ葉山ニ赴クニ付、其不在中伊東巳代治ヨリ皇族処分内規案ノ審議ヲ促カシタラバ如何取計フヤヲ謀ル。会々石原健三モ其席ニ在リ、伊東ヨリ催促スルモ延期シテ之ヲ審議セサルコトニ決ス。

一月二十八日

○午前十一時後マテニテ本月十八日頃ヨリ謄写ニ著手シタル宮内省御用掛関根正直【東京女子高等師範学校教授】カ取調ヘタル皇族ノ身位等ニ関スル抜キ書ノ謄写ヲ卒ハル。

○午後二時後石原健三ヲ其事務室ニ訪ヒ、本月十三日石原ガ予ニ渡シタル関根正直ノ皇族ニ関スル取調書ヲ石原ニ返ス。

四月二日

午前十一時頃石原健三ヲ其事務室ニ訪フ。昨日石原ガ予ノ室ニ来リ用事ヲ告ケスシテ去リタルヲ以テナリ。石原、先日清浦奎吾【枢密院副議長】ニ皇族処分案ノコトヲ話シ、是迄ノ経過ヲ告ケタル処、清浦モ、現在ノ宮家ハ永続トシ将来ノ二男以下ハ臣籍ニ降スコト、シテハ、成程不権衡ナリトノ論モ起ルヘシ、皇族処分案ニ付テハ枢密院ニ御諮詢相成ラザル訳ニハ行カス、依テ将来ノ事ハ姑ク規定スルコトヲ止メ、現在ノ宮家ノ二男以下ノコトノミヲ差向キ規定シテ諮詢セラレタラハ宜シカラント云ヘリ、是モ固ヨリ面白クナケレトモ其趣意ニテ立案シタラハ如何ト思フト云ヘリ。予、右ノ如キ案ヲ作ルコトハ出来難カルヘシ、某宮、某宮ト指定シテ書クコトハ出来サルヘク、之ヲ指定セズシテ王トカ親王ト云ヘハ現在ノ宮家ニ止マラス将来ノコトモ包含スルコト、ナル故、目的ニ反スルコト、ナルヘシ、其位ナラハ内規ヲ作ラストモ實際ノ処分案トシテニ荒伯【芳之、北白川宮能久親王男子】上野伯【正雄、同】ノコトヲ枢密院ニ諮詢セラレタル如ク實際ノ問題ヲ掲ケテ諮詢セラル、方宜シカルヘシト云フ。石原、實際ハイツレ各自ノ情願ニ依ルコト、ナス方穩当ナルヘキニ付、左スレハ勅許セラル、ニ付諮詢セラルコト、

ナスコト、ナルヘシ、夫レニテモ宜シケレトモ実ハ某宮ノミト思ハレテハ実行上困難ナルニ付、何ノ宮ニモ此ノ如ク処分セラル、コトヲ告知シ置キ度考フル訳ナリト、現ニ東伏見宮ニハ繼嗣ナキ処久邇宮ノ子ヲシテ繼カシムルノ内約アル趣ナリ、個様ノコト、ナリテハ際限ナキニ付、此事ハ絶対ニ許サルル訳ニ行カスト云ヘリ。予、其事ハ聞カサルニ非サルモ皇族トシテ繼嗣セシムル趣意ニ非ス、小松宮ノ例【北白川宮能久親王男子の輝久王が臣籍降下して侯爵小松輝久となり小松宮の祭祀を継いだ】ニ依リ華族トシテ跡ヲ存セラル、趣意ニ非サルヤト云ヒタルニ、石原、夫レナラハ何事モナケレトモ、仙石政敬【宗秩寮宗親課長】ノ云フ所ニテハ矢張皇族トシテ存セシメ度趣意ナルカ如シ、宮内大臣ハ華族トシテ存セシムル積リニテ話ヲ為シ、宮家ニテハ皇族ノ積リニテ話ヲ為サレタルヤモ計リ難シト云ヘリ。

四月四日

○午前十二時前石原健三ヲ其事務室ニ訪フ。石原在ラス。波多野ノ官房ヲ窺フ。波多野正二（使）内大臣ノ信任状奉呈式ニ立会ヒ、帰り来リテ大礼服ヲ脱シ居ル所ナリ。予、乃チ石原ノ室ニ退キ波多野カ礼服ヲ脱シ終ハルヲ待チ、復タ到リ、石原ヨリ皇族処分案ニ関スル話ヲ聞キ居ルヤヲ問フ。波多野、之ヲ聞キ居ル旨ヲ答フ。予、乃チ昨日起草シタル処分案ノ草案ヲ示ス。波多野、是ナラハ實際ニ何某ヲ臣籍ニ降スト云フトキニ枢密院ニ諮詢セラルニ同シキ訳ニ非スヤト云フ。予、其通リナリト答ヘタリ。午後三時後【中略】石原ニ対シ其話ヲ為シ、只今暇アラハ予ノ起草シタル案ヲ示スヘシト云ヒ、局ニ返リテ案ヲ持チ来リ之ヲ示シタルニ、石原、王ノ名前ヲ掲ケスシテ之ヲ規定スル工夫ナキヤト云フ。予、之ナキ旨ヲ答ヘタルモ、石原ハ更ニ考ヘ見呉ヨト云ヘリ。

四月五日

午前十時頃石原健三ヲ其事務室ニ訪ヒ、將ニ皇族処分内規案ハ石原ノ希望スル如キモノヲ作ルコトハ不可能ナルコトヲ話セントス。石原云ク、先刻ヨリ藤波元忠【宮中顧問官・臨時帝室編修局御用掛】カ待チ居ルニ付暫時待チ呉ヨト云フ。乃チ波多野敬直ノ官房ニ至リ皇族処分内規案ノコトヲ談ス。会々上原勇作【參謀總長】来リテ波多野ヲ訪フ。予乃チ去ル。

○前刻波多野敬直ト皇族処分案ヲ議シタルトキ、波多野ハ、現在ノ皇族ハイツレモ皇室ト血縁遠キニ付現在ノ皇族ノ子孫モ臣籍ニ降ス主義ヲ執ル方適當ナルヘシト云ヒ、予ハ、其事ハ実行シ難シト云ヒ置タリ。十一時後更ニ石原健三ヲ訪ヒ、宮号ノコトヲ言ハスシテ皇族処分案ヲ作ル途ナキコトヲ告ケ、且ツ先刻波多野ハ、現在ノ皇族ハ宮号ノ有無ニ拘ハラズ代數ヲ限リテ臣籍ニ降スコト、ナス方宜シカルヘシト云ヒ居リタルモ、是ハ実行出来ルコトニ非サル旨ヲ告ケ、石原モ其事ハ到底実行シ難シト云ヘリ。

○予ガ十一時後ニ石原ニ逢ヒタルトキ、制度審議會モ何事モ為サズ彼ノ儘ニ為シ置クハ不都合ナル旨ヲ話シ、石原ハ、先日浜尾新【東宮大夫】ガ来リ長キ話ヲ為シ、此後ハ宮内大臣ヨリ審議會ニ方針ヲ示シテ立案セシムルカ宜シト云ヒタルモ、是ハ到底出来サル事ナリ、先日清浦ニ逢ヒタルトキ審議會ノコトハ困ル旨ヲ話シタル処、清浦ハ伊東巳代治トノ間其後モ私交上ニテハ少シモ変ラサル故、其内機ヲ見テ審議會ハ如何スル積リナリヤト問ヒ見ルヘシト云ヒ居レリ、又清浦ノ話ニ、伊東ハ山県【有朋、枢密院議長】公ノ死ヲ待チ居ルト云フモノアレトモ、公カ死シタリトテ元来カ法律問題ノ争ニ付、公ノ死ニ依リテ變更スル訳ナシト云ヒ居レリ、又伊東ハ昨年来枢密院ニハ少シモ出勤セサル由、五六日前岡野敬次郎ハ電話ニテ宮内大臣ニ交渉シ官舎ニテ面会スルコト、ナリ居リタルカ、其時如何ナル話ヲ為シタルヤ、大臣ヨリハ何事モ話サズ、大臣カ皇族処分ノ事ニ関スル意見從前ト變リタルハ、自然ハ岡野カ其事ニ付話ヲ為シタルコトアルヘシト思ハルト云ヘリ。

四月十五日

午前十一時頃、「中略」調査課にて杉栄三郎調査課長と対談」予正ニ杉ト話シ居ルトキ富井政章【皇室制度審議會委員・枢密顧問官】来リ、先日清浦副議長（奎吾）ヨリ一寸話ヲ聴キタルコトアリ、皇族処分ニ関スル内規ノ事ハ如何ナリ居ルヤト云フ。予、此事ハ余程以前ヨリノ問題ニテ、予ハ一応宮号ヲ本トシテ処分内規案ヲ起草シタル処、宮号ハ皇室典範ニ認メタルモノニ非サルコト、現在ノ宮家ハ皇室トノ血縁遠キニ拘ハラズ之ヲ存シ置キテ将来ハ比較的の血縁ノ近キ方ヲ臣籍ニ降スハ不權衡ナリトノ議論アリ、予ノ起草シタルモノ、外ニ二個ノ草案アレトモ三案ト

モ採用セラレス、依テ予ハ更ニ処分スヘキ王ノ名ヲ列記シタルモノヲ立案シタルトモ、是ハ余リニ露骨ナリトテ是モ用ニ立タズ、宮号ヲ用キス王名ヲ掲ケスシテハ外ニ立案ノ工夫ナキニ付其儘ニナリ居レリト云ヒタル処、富井ハ、皇室典範ニ宮号ヲ認メ居ラサルモ内規トシテ之ヲ掲クルハ差支ナカルヘシ、皇族処分ノコトヲ決セサレハ皇族ノ歳費令モ立案スルコトヲ得サルヘシト云ヘリ。予、予モ内規ニ宮号ヲ掲クルハ差支ナシト思フモ反対ノ意見アリ、又初皇族歳費令案ノ起草ヲ為サントシタル、内規ヲ定メサレハ歳費令ハ起草シ難キニ付、此問題ヲ提出シタル<sup>タル</sup>、只今ノ処ニテハ何トモ致方ナシト云ヒ、富井ハ、極メテ稀ニ起ル問題ナラハ内規ナクテモ差支ナカルヘキモ、屢々起ルコトナラハ何トカ規定ヲ定メ置カサレハ不都合ナルヘシ、尤モ宮号ヲ掲クルニシテモ其實質ヲ研究シ不權衡ナカラシムルコトハ勿論必要ナリト云ヘリ。

○午後一時後三タヒ波多野敬直ヲ其官房ニ訪フ。三タトモ<sup>〔七脱〕</sup>浜尾新、波多野ト話シ居レリ。「中略」第三次ハ石原ノ室ヲ伺ヒタルニ石原在リ。予乃チ入ル。石原ニ問フニ、浜尾カ去リタルヤ否ヲ以テス。石原、尚ホ去ラスト云フ。「中略」石原と李王及び王世子ノ喪期ノ件を話す。予又石原ニ対シ、先刻富井政章カ予ニ対シ、先日清浦副議長（奎吾）ヨリ皇族処分ニ関スル話アリタルカ、其事ハ如何ナリ居ルヤト云ヒタルニ付、是迄ノ経過ノ概略ヲ告ケタル旨ヲ話ス。石原、清浦ニ対シテハ此事ハ極メテ秘密ニスル必要アル旨ヲ告ケ、清浦モ之ヲ領シタルモ、一二ノ人ニハ意見ヲ聴キ見度ト云ヒ居リタルカ、富井ニ話シタルカト云ヒ、又石原ハ、其後段々考ヘ見タルニ、寧ろ只今ノ内ニ各皇族（御直宮ヲ除キ）相当ノ財産ヲ分与セラレ、財産上ノ關係ヲ絶ツ方宜シクハアル間敷哉、只今ハ皇室ニ資産アルモ是ハ段々ニ政府及ヒ皇族ヨリ取り去ラル、恐アル故、寧ろ其前ニ之ヲ分与セラレ、方得策ナルヘシト思フカ如何ト云フ。予、其方宜シカルヘシ、其事ニナレハ矢張り現在ノ宮ヲ目途トシ各宮ニ財産ヲ分与セラレ、其宮ノ子孫ハ其宮ニテ扶養セラル、コト、ナス必要アルヘシ、而シテ現今ノ如ク宮内省ノ職員ヲ附屬セシメ置キテハイツマテモ宮内省ノ責任ヲ免レサル故、宮限リノ職員トナス必要アルヘシト云ヒタル処、近藤久敬【総務課長・内大臣秘書官長】正ニ其傍ニ在リ、右様ノコ

ト、ナレハ會計丈ハ宮内省ニテ監督シ、會計審査局ノ審査テモ経ルコト、ナサ、レハ不都合ヲ生スヘシト云ヘリ。予、仮令ヒ各宮ノ私有財産トナスモ、其家政紊乱シテ御体面ヲ損スル様ニナレハ宮内省ハ之ヲ傍觀スルコトハ出来サルヘキニ付、近藤君ノ云フ丈ケノコトハ必要ナルヘシト云ヒタルニ、石原ハ、夫レニテハ實際ナシ、會計方丈ハ宮内省ヨリ附属セシムル必要アルヘキカト云ヘリ。予ハ其儘ニテ局ニ返レリ。

四月十六日

○午前十時後予カ波多野敬直ト話シタルトキ李王、王世子ノ喪期并ニ朝鮮ノ騷擾ニ関スル話ヲ終ハリタル後、予ヨリ、昨日富井政章ヨリ皇族処分ノ問題ニ付清浦副議長(奎吾)ヨリ話アリタルカ、彼ノ事ハ如何ナリ居ルヤト云ヒタルニ付、予ヨリ彼ノ件ニ付テハ種々ノ案ガアルモイツレモ実行出来ス其儘ニナリ居ル旨ヲ答ヘタルニ、富井ハ皇族ノ処分ガ希有ノコトナレバ別ニ内規等ヲ作ラサルモ差支ナカルヘキモ、今後追々処分セラル、必要アルコトナラハ如何カ規定ヲ設ケ置カル、必要アルヘク、皇室典範ニハ宮号ヲ認メ居ラサルモ、内規ナラハ現在存シ居ル事実ニ依リ宮号ニ基キテ規定ヲ設クルモ差支ナシト思フ旨話シ居リタリト云ヒタル処、波多野ハ、実ハ現在ノ宮家ニテモ伏見宮杯ハ御統遠キニ付、自覺シテ臣籍降下ヲ情願セラル、様ニナレハ宜シキモ中々右様ノ御自覺ハナシ、勅旨ニ依リ降下セラル、規定アルモ、先帝ノ時ナレハ兎モ角、今日ニテハ仮リニ勅旨ノ形式トナルモ、事実ハ然ラス、元老カ宮内大臣ノ考ナリトノ推測ヲ受ケ、今日ニテハ到底降下ヲ実行シ難シト云フニ付、予ヨリ、皇室典範増補ヲ作ルトキ今一步ヲ進メテ降下ノコトヲ明定シ置ケバ何事モナカリシニ、惜ムヘキコトヲ為シタリト云ヒ、波多野モ其通りナリト云ヘリ。

五月三日

○午前十時後石原健三予ノ事務室ニ来リ、清浦奎吾ハ皇族処分内規ニ関スル事ヲ種々話シタル模様ニテ、一木【喜徳郎、枢密顧問官】モ清浦ヨリ聞キタルコトヲ告ケタリ、此ノ模様ニテ若シ皇族ノ耳ニ入り防禦運動テモ起ル様ノコトアリテハ不都合ニ付、成ルヘク早く内規ヲ定メ度、夫レニハ宮号ノコトヲ基トシテ規定スル

ヨリ外ニ方法ナシ、皇子ニ非スシテ宮号ヲ賜ハリタル者ノ長子ニ非サル者ハ臣籍ニ降スコトヲ定メタラハ簡短ニ出来ルナラント云フ。予、宮号ノコトヲ掲ケテ宜シケレハ規定ヲ設クルコトハ容易ナルモ、曩ニ予カ起草シタル案ハ其点ニ付伊東巳代治ノ反対アリテ行ハレサリシニ非スヤト云ヒタルニ、石原ハ、宮号ヲ外ニシテハ他ニ規定ノ道ナキニ付、案カ出来タラハ伊東ニ談判スルコトニスヘシ、兎ニ角立案シ與ヨト云フ。予、之ヲ諾ス。石原既ニ去ル。予、將ニ起草セントス。然ルニ皇子ニ非スシテ宮号ヲ賜ヒタル者ト規定スレハ、現今ニテハ宣下親王及諸王ノ外ニ之ニ該当スルモノナケレトモ、現在ノ皇子ガ子ヲ挙ケラレタルトキニ至レハ矢張り其皇孫ハ其規定ニ該当スルコト、ナリ、内規ノ趣旨ニ反スルニ付、其事ヲ石原ニ告ケント欲シ石原ヲ其事務室ニ訪ヒタルトモ在ラス。

五月四日

○午後五時三十分ヨリ九鬼隆一【枢密顧問官】ノ招ニ其家ニ赴ク。富井政章、有吉忠一【兵庫県知事】、鶴沢聡明【衆議院議員】既ニ在リ。「中略」。帰途予、富井ト歩ス。富井ニ、遺言令案ニ付、岡野敬次郎カ遺命ニ関スル規定ヲ削ルコトニ同意セサルハ余リニ事情ニ通セサルモノナリ、此問題ヲ委員總會ノ議ニ付スレハ必ス原案ノ如ク決スヘク、然レハ枢密院ニテハ復之ニ反対スルナラント云ヒ、富井モ同様ノコトヲ云ヘリ。予又富井ニ皇族処分ニ関スル工夫ナキヤヲ問フ。富井、宮号ヲ基トシテ規定ヲ設ケス、世数ヲ以テ臣籍ニ降下スルコトヲ定ムル工夫ナキヤ、現在ノ親王家ハ之ヲ臣籍ニ降スコトハ実行出来難カルヘシト云ヘリ。予、現在ノ親王家モ血縁ハ非常ニ遠ク王ト異ナル所ナシ、王家ニシテ或ル代数ノ後臣籍ニ降スコトニ同意ヲ得ルコトハ困難ナリ、此問題ハ皇族會議ノ議ニ付スヘキモノナル故、尚更困難ナリト云ヘリ。

五月五日

午前皇族ノ降下ニ関スル内規案ヲ作り、十時之ヲ石原健三ニ交ス。

五月八日

○午後二時頃ヨリ東久邇邸ニ候シ王殿下【稔彦王】妃殿下【聡子内親王】ニ謁ス。王殿下、現今ノ制ニテハ皇族ノ子弟ハ学習院ニ学フヲ例トシ、而カモ皇族ノ子弟

ニハ特別ノ教授法ヲ執リ寄宿所モ亦他ノ子弟ト別テリ、子弟成長後皇族ノ身位ヲ有スレハ夫レニテ差支ナキモ、若シ臣籍ニ降下セラル、者トアリトスレハ、本人ハ一般ノ人ト伍スルコトヲ得ス、本人ノ不幸ハ言フ俟タス、親トシテモ子ヲ教育スル義務アル以上ハ適當ノ教育ヲ施サ、ルヘカラス、只今ノ有様ニテハ方向立チ難キニ付、速ニ皇族ノ子弟ノ処分方ヲ定ムルコトヲ望ムトノ趣意ヲ述ヘラレ、妃殿下モ其事ニ付テハ格別反對ノ模様ナク、予ハ、皇室ノ御繁栄ハ実ニ賀スヘキコトナルモ、曾テ概算シタル所ニテハ一人二人ノ子アリト仮定シテ十代ノ後ヲ計算スレハ千数百人ニ上ルコト、ナル故、何トカ制限ヲ設ケラル、必要アルヘク、御思召ノ点ハ宮内大臣ニモ伝ヘ置ヘキ旨ヲ申シテ退出セリ。

五月十日

午前九時三十分ヨリ宮内省ニ出勤ス。十時後波多野敬直ヲ其官房ニ訪ヒ、昨日波多野カ東久邇宮殿下ニ謁シタルトキ、殿下ヨリ皇族子弟ノ教育ハ只今ノ処全ク特別ニ相成リ居ルカ、若シ将来子弟カ臣籍ニ降下セサルヲ得サルモノトスレハ、只今ノ如キ方針ニテ教育スルコトハ本人ノ為メニモ適當ナラス、親トシテ不深切ナル故、成ルヘク早く将来ノ皇族処分ノ方針ヲ決セラレ度旨ノ御話アリタリト云ヒタルニ、波多野ハ、其方針ヲ決スルコトモ必要ナルヘキモ、全体ハ皇族ノ方ヨリ進ンテ降下ヲ情願セラル、様ニアリ度モノナリト云ヘリ。予、現在ノ制度ニテハ降下ヲ情願スルニハ十五歳以上ナルコトヲ要スルコト、ナリ居レリ、今後降下ノ処分ヲナサル、ニモ成ルヘク表面ハ情願ノ形式ニ依ルヲ妥当トスヘク、左スレハ十五歳以下ニテハ降下スル訳ニ行カス、而シテ学業ノ事ハ学習院ニ入レ特別取扱ヲ為スコト、ナリ居ル故、矢張り宮内省ニテ方針ヲ決スル必要アリト云ヒ、波多野モ、其必要アルナラハ何トカ之ヲ定ムルコト、ナル方カ宜シカラント云ヘリ、予、先日処分内規案ヲ草シテ石原健三ニ示シ置ケリ、之ヲ見タリヤト云ヒタルニ、波多野、未タ之ヲ見ス、如何ナル趣意ノ案ナリヤト、予、宮号ヲ有スル王及宣下親王又ハ宮号ヲ有スル王ノ長子孫ニ非サル王ハ皇室典範増補第一条ノ規定ニ依リ華族ニ列セラルヘキモノト云フノ趣意ナリ、理論ヨリ云ヘハ現在ノ皇族ハ世数遠キニ付臣

籍ニ降下セラルヘキモノナレトモ、事情行ハレ難キニ付、宮号ヲ有スル方ハ之ヲ保存スル趣意ナリト云ヘリ。波多野、理論ヨリ云ヘハ伏見宮杯モ降下ガ当然ナルモ事情ハ行ハレ難シ、伏見宮ハ皇室トノ統合ハ幾代ニナルヘキヤト云フ。予、精確ニ知ラサレトモ代数ニテハ二十代ニモナルヘキカ、世数ニテハ十六七世位ナラシカトト云ヘリ。波多野又、間モナク臣籍ニ降下セラル人ノ為メニ現今ノ如ク成年式ヲ仰山ニスルハ面白カラス、何トカ工夫ナカルヘキヤト云フ。予、成年式ニハ二男三男等ノ區別ナキ故、成年ニハ達シタルモ成年式ハ舉行セスト云フ訳ニハ参リ難カルヘク、之ヲ舉行スルコト、ナセハ一定ノ式アルニ付、非常ニ之ヲ略スルコトモ出来難カルヘシ、此事モ処分ノ方針サヘ決スレハ、十五年以上ニナレハ降下ノ情願出来ルニ付、成年前ニ降下セシムルコト、為サハ夫レニテ宜シカラント云ヘリ。

五月十一日

○午後二時ヨリ東久邇宮邸ニ候シ王及妃殿下ニ謁ス。王曰ク、「中略」留学の御希望について具体的に語られる。予、領承ノ旨ヲ答ヘ、先日王殿下ヨリ御話アリタル皇族二三男処分ノ事ハ波多野敬直ニ話シ、波多野ハ殿下方ニ降下セシムル御考アレハ何モ宮内省ニテ方針ヲ定メサルモ今日ノ制度ニテ出来ルニ非ズヤト云フ様ナル話ヲ為シタル故、現行ノ皇室令ニテハ臣籍降下ノ情願ハ本人十五歳以上ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得サルコト、ナリ居レリ、而シテ修業ハ十五歳前ヨリ始まり、学習院ニ入り特別待遇ヲ受クルコト、ナリ居ルヲ以テ、皇族処分方ヲ定ムル積リナラハ矢張り早く之ヲ定ムル必要アリト云ヒ置タル旨ヲ申上ケ置ケリ。

五月十二日

○午前十時後波多野敬直ヲ其官房ニ訪ヒ、東久邇宮殿下ヨリ先日(本月九日)貴官ニ御話シアリ居ル事、即チ殿下歐洲留学ノ御希望ノコトヲ貴官ヨリ内奏セラレ度事、又殿下留学準備ノ為メ金沢ヨリ東京ヘ転任セラル、様、貴官ヨリ陸軍大臣ヘ御話シアル様依頼セラレ居ル趣、此二事ハ成ルヘク速ニ取計ヲ請ヒ度旨ノ御話アリタル故、其積リニテ御話ヲ請フト云ヒ、石原健三モ其席ニ在リタルヲ以テ、東久邇宮殿下ハ皇族今後ノ方針ヲ速ニ定メラレ度旨ヲ度々話サル、故、先日自分



(予)ヨリ宮内大臣へハ話シ置タルカ、予テ君カ心配シ居ル処分内規ハ速ニ定ムル方宜シカルヘシト云ヒタルニ、石原ハ、人ヲ定メテ臣籍降下ヲ断行セントスルトキハ皇室令ノ規定ニ依リ其ノ問題ヲ枢密院及ヒ皇族會議ノ議ニ付セサルヘカラス、然レハ処分内規ヲ右二個ノ會議ニ付スルコトハ重複ナル様ニモ思ハル、皇族會議ノ方ハ宜シトシテモ、枢密院ノ方ハ諮詢カ重複スルトノ議論アルヘク、殊ニ伊東巳代治杯カ其点ニ付反對論ヲ主張スヘシト思フト云ヘリ。予、内規ハ一般皇族ノ心得ノ為メ之ヲ予定シ置ク必要アリトノ説明位ニテ止メ置クヨリ外致方ナカルヘシト云ヒ、波多野ハ、案カ出来タラバ予メ伊東ニ内談シテ承諾セシメ、所謂押ミ倒シヲ為スヨリ外致方ナカルヘシト云ヘリ。予更ニ、東久邇宮殿下ノ意ヲ再言ス。波多野之ヲ諾スル旨ヲ答フ。

五月十三日

○午後二時後石原健三ヲ其事務室ニ訪ヒ、皇族処分内規案ニ付テハ伊東巳代治ニ内談スルヤヲ問フ。石原、先頃一度相談シタルニ付此節モ相談セサル訳ニハ行カサルヘシト云ヒ、予カ先日石原ニ渡シ置タル案ニ付石原ヨリ疑ヒヲ質シ、予之ヲ説明セリ。

五月十四日

午前、皇族降下ニ関スル内規案ヲ修正ス。

○午前十時後石原健三ヲ其事務室ニ訪ヒ、皇族降下ニ関スル内規修正案ヲ渡ス。此案ヲ波多野敬直ニ示シ、波多野ヨリ伊東巳代治ニ内談セシムルコトニ決ス。

五月十五日

○午後三時後石原健三ヲ其事務室ニ訪ヒ、昨日渡シ置タル皇族降下ニ関スル内規案ノ附則ニ博恭王ハ内規ノ規定ニ拘ハラズ貞愛親王ノ長子トストノコトヲ掲ケ、博恭王ニ付テハ明治三十七年ニ貞愛親王ノ繼嗣トナス旨ノ御沙汰アリ、皇室典範ニハ繼嗣ノコトヲ認メ居ラサルモ既ニ彼ノ御沙汰アル以上ハ内規ノ為メニ変更ヲ受ケサルハ勿論ナルニ付、之ヲ掲クルハ贅ナルヘシト思フ旨ヲ談ス。石原モ之ニ同意セリ。該内規案ハ昨日波多野敬直ニ渡シ、波多野ヨリ伊東巳代治ニ内談スル様相談シ置ケリ、多分今日マテハ未タ話ヲ為シ居ラサルヘシ、伊東ニ示スニハ卷

紙位ニ書キ、附則ノ分ハ先ツ之ヲ削リ置ク方宜シカルヘシト思フト云ヘリ。

○予、石原ノ事務室ヨリ返ルトキ、調査課ニ過キリ、博恭王カ貞愛親王ノ繼嗣トナラレタルトキノ御沙汰書ノ原議ヲ借覽ス。今日午前此ノ原議ヲ図書寮ヨリ取寄スルコトヲ調査課ニ囑シ置タルナリ。

五月三十一日

○午前十時後波多野敬直ヲ其官房ニ訪ヒ、「中略」波多野と東久邇宮洋行希望につき話す。途中石原次官来室、王公家軌範につき話す。予又石原ニ対シ、皇族降下ニ関スル内規案ノコトハ如何ナリタルヤト云ヒタルニ、石原ヨリ波多野ニ対シ、未タ伊東巳代治ニ話サ、ルヤト云ヒ、波多野ハ、未タ話サス、彼ノ案ノ通りニテ宜シキヤト云ヒ、石原ハ、字句ニハ多少ノ修正ヲ要スル所モアルヘキモ、内規ニテ他ニ示スヘキモノニ非サル故、字句ハ夫レ程練ルニモ及ハサルヘク、趣意ハ彼ノ案ヨリ外ニ実ナカルヘシト云ヘリ。

六月十六日

○午後一時後石原健三来リ、「中略」調査局設置の件を話す。石原又、大臣ヨリ王公家軌範修正案ノコト皇族処分案ノ事ヲ伊東巳代治ニ相談シタルヤヲ問ヒ見タル処、未タ相談セストノコトニ付、王公家軌範修正案ノ方ハ難問題ナル故此方ハ跡廻ハシトナシ、皇族処分案ノ方丈先キニ相談スル様催促シタルモ、王公家軌範修正案ノコトモ何トカ云ハサル訳ニ行カズト云ヒ居リタリ、皇族処分ノコトハ山県公(有朋)カ東京ニ滞在シ居ル中ニ話ヲ纏メ度思ヒ居ルト云ヘリ。(波多野、未タ王公家軌範修正案及皇族処分案ノコトヲ伊東巳代治ニ相談セス)

六月二十日

三時前総務課員来リ、石原ガ帰リ来リタルコトヲ報ス。「中略」倉富は石原を訪問。石原は皇室制度審議会における遺言令案・後見令案等の審議についての不満を語る。石原又、皇族降下ニ関スル内規案ノコトモ王公家軌範案ト引離シテ伊東ニ相談スルコトヲ幾度モ勸メタレトモ未タ相談セス、先日松方【正義・内大臣】侯杯ハ大臣ハ皇族処分ノコトヲ為ス積リナリヤ為サ、ル積リナリヤト云ヘリト云ヘリ。

六月二十一日

午前十時前宮内省ニ出勤シ波多野敬直ヲ其官房ニ訪ヒ、一昨夜開キタル制度審議會ノ模様ハ石原健三ヨリ聞キタルヤヲ問フ。波多野、未タ聞カスト云フ。予、「中略」倉富は波多野に審議會の模様を説明、「次会ヲ開ク前ニ大臣ヨリ伊東已代治ニ交渉シテ適當ノ処置ヲ執ル必要アルヘシト思フト云フ。予ガ正ニ話シ居ル内石原健三亦来リ、予ト同趣旨ノ話ヲ為シ、波多野モ伊東ニ話ス必要アルヘシト云ヘリ。石原又、皇族降下ニ関スル内規案ノコトモ松方侯杯ハ頻リニ催促シ居ルニ付、是モ王公家軌範案ト同時ニ伊東ニ相談シテハ容易ニ纏マラサルヘキニ付、先ツ皇族ニ関スルコト丈ケテ伊東ニ相談セラル、方必要ナルヘシト云ヒ、波多野ハ、自分(波多野)王公家軌範案ノ方ハ之ヲ纏ムル必要アリト思フモ、遺言令杯ハ少シモ必要ヲ認メスト云ヘリ。予、全体今頃遺言令案、後見令ノ如キ必要ナキ案ヲ審議スルヨリモ、皇統譜令案デモ議シタラバ幾分宜シカルヘシト云ヘリ。石原、皇統譜令案ニ付テハ先ニ伊東ヨリ御歴代ノ代數ヲ決定スル為メニ委員会ヲ組織スヘキ旨ノ建議ヲ為シ居リ、此事ニ付テモ宮内省ヨリ未タ何トモ云ヒ居ラサル故、伊東ノ方ニテハ皇統譜令案ヨリモ此方ガ先キニ決スヘキモノト思ヒ居ルヤモ計リ難シト云ヒ、其事ヨリ種々ノ余談ニ涉リ、皇統譜令案ノ参考トシテ平沼騏一郎カ不必用ナル書籍ヲ自分(石原)ニモ相談セスシテ印刷セシメタルコト、平沼カ井上頼國ノ遺書ヲ引受ケ居リ、出版シタル参考書ハ主ニ其材料ナルコト等ノ話ヲ為セリ。

○波多野敬直予ヲ召フ。予往ク。波多野ヨリ、山口銳之助「諸陵頭」ガ皇族降下ニ関スル意見ハ宮号ヲ標準トスルハ不可ナリトテ、十世ヲ限りテ皇族トナス表ヲ持チ来レリトテ之ヲ示セリ。波多野ヨリ、岡野敬次郎カ修正シタル王公家軌範案ニ対シ君カ作りタル修正案アリタルニ非サト云フ。予ノ作りタルハ対案ニ非ス、昨年山県公ノ注文ナリトテ君ヨリノ話アリタルニ付一案ヲ作りタルコトアリ、其案ハ其節ニ君ニ渡シ置ケリト云フ。波多野、其案ノ所在ヲ忘レ居レリ。予、予ハ対案ハ作ラサリシモ岡野ノ修正案ニ対スル意見書ハ作りタリト云ヒ、其意見書ハ何処ニアルヤト波多野カ云ヒタルトキ、予ヨリ是ハ先日君ニ渡シ置タリト云ヒ、波多野ハ石原ノ手ニアルヘシトテ之ヲ問ハントスルトキ、予ハ、先日此事ニ付波多野等ト評議ヲ為シタルト、自然ハ予ニ返リ居ルナラント思ヒ波多野カ石原ニ問

フコトヲ止メ置キ、局ニ返リテ袱包ノ中ニ在ル書類ヲ檢シタルニ、其中ヨリ之ヲ見出し、石原カ巻紙ニ書キタル岡野案ニ対スル意見書モアリタルニ付、予意見書石原ノ意見書并ニ昨年予ガ起草シタル王公家軌範案ノ再稿ヲ持チテ官房ニ到リ、之ヲ波多野ニ渡シ置タリ。波多野、予ガ草シタル皇族降下ニ関スル内規案ニ附加フヘキモノアリト云フニ非サト云フ。該内規案ニハ附則トシテ博恭王、邦芳王、多嘉王ニハ内規ヲ適用セサル旨ヲ規定スルノ必要アリト云フ。波多野、人名ヲ掲ケサルモ既定ノ事実ハ動カサスト云フ様ナル工夫ハナキヤト云フ。予、博恭王丈ハ夫レニテモ済ムヘキモ、邦芳王、多嘉王ノコトハ既定ノ事実トハ云ヒ難シト云ヒ置ケリ。

六月二十四日

○午後三時頃石原健三ヲ其事務室ニ訪フ。在ラス。調査課ニ過キリ杉栄三郎(宮内書記官、調査課長・帝室制度審議會幹事)、浅田恵一ト話ス。会々石原健三来ル。石原予ガ室ニ来リ、今日伊東已代治ニ遇ヒ遺言令ノ事ヲ話シタル処、伊東ハ遺命ニ関スル規定ヲ削除スルコトニ同意スルコトハ困難ナル模様ナリ。故ニ皇室典範ニ認メタル大傳ヲ任スルコトノ遺命ノミニ付其形式ヲ定ムルコトハ出来サルヤト云ヘリ。予、大傳ヲ任スル遺命ハ固ヨリ之ヲ認ムルモ形式ヲ定ムル必要ナシ、若シ此遺命ノミニ付形式ヲ定ムレハ、他ニハ遺命ナキコト、ナリテ不都合ナリ、予ハ遺命ヲ認メ成ルヘク之ヲ尊重スルモ、已ムヲ得サル場合ニハ之ヲ取捨スル余地ヲ存シ置カント欲ス、是即チ嗣天皇ノ孝道ヲ全フスル所以ナリト云ヘリ。石原、波多野敬直カ皇族降下ニ関スルコトヲ伊東已代治ニ相談スルコトヲ決行セスシテ困ルト云ヒ、予ハ、昨日来君ヲ訪ヒタルハ、先日波多野カ皇族降下ニ関スル内規案ヲ披キ此案ノ何ノ点ニ付伊東ニ相談スル必要アリヤト云ヒタリ、右ノ様ナルコトニテハ伊東ニ相談シテモ要領ヲ得ルコトハ難カルヘシト思フ旨ヲ話シタリ。

六月二十六日

午前十一時頃石原健三ヲ其事務室ニ訪ヒ、一昨廿四日波多野敬直ガ伊東已代治ニ逢ヒタルトキ、波多野ヨリ皇族降下ニ関スル内規案ノコトニ付相談シタルヤ否ヲ問フ。石原、波多野ヨリ伊東ニ対シ、少々話シ度事アリ、近日中ニ話スヘシト云

ヒタルノミニテ、何事モ話サ、リシ趣ナリ、王公家軌範案、遺言令案ノ事等ハ困難ナルノミナラス格別急ク事ニモ非サル故、此等ノ事ハ引キ離シ、皇族降下ニ関スル事丈ハ急ニ相談致ス必要アリ、松方侯杯ハ頻リニ催促シ居リテ此儘ニテハ困ル訳ナリト云ヘリ。

七月五日

予、石原ト俱ニ官房ニ入り「中略」石原、波多野カ昨日伊東ヲ訪ヒタル状ヲ問フ。「中略」石原又、皇族降下ニ関スル内規案ノ事ハ伊東ニ話サ、リシヤト云フ。波多野、其事ハ伊東カ官号ヲ云々スルコトハ宜シカラスト云ヒ、自分（波多野）モ伊東ニ相談スル為メニ持チ行キタル案ニハ冒頭ニ官号ヲ有セサル王云々トアリテ、大体ニ於テ意見ノ相違アリ、此事ハ今少シ研究シタル上相談スル方宜シカラント思ヒ、昨日ハ見合セタリト云フ。予、其事ニ付意見ノ相違アルコトハ疾ク分リ居ルコトナリ、官号ノコトヲ云ハスシテ内規ヲ設クル工夫アレハ勿論之ニ同意スルモ、如何ニ考ヘテモ工夫ナシ、本年一月ニ伊東、岡野、平沼、石原及予ノ五人ニテ内議ヲ為シタルトキ、予ノ案ハ官号ヲ基本トシ、平沼ノ案モ官号ヲ基本トスルモ官号ヲ賜授セラルコトノ規定ヲ設ケ居リ、其規定ニ依レハ一ノ官号ノ下ニ數十人ノ皇族ヲ包容スルコト、ナリテ実行ハ困難ナラント思ハル、岡野ノ案ハ純理論ニテ、現在ノ皇族モ御直宮ノ子孫モ世数ヲ限リテ臣籍ニ降サントスルモノニテ、三案トモニ成立セサリシモノナリ、其後モ種々考ヘ見タレトモ理論ニテハ実行出来ス、官号ヲ外ニシテハ制限スヘキ標準トナルモノナシ、故ニ今日ニテハ仮令ヒ伊東ノ同意ナキモ、宮内省トシテハ此方針ニテ進ムト云フコトヲ告ケテ処置スルヨリ外ニ致方ナシト思フト云ヒ、石原モ此説ヲ敷衍シ、且伊東モ枢密院ニ諮詢セサルナラハ此案ニテモ異議ナキコトモ自分（石原）ニ話シタルコトアリ、併シ伊東カ枢密院ニ諮詢セラル、コトヲ好マサル意見ヲ有シ居ルコトハ他ニ漏レテハ困ルト云ヒ居レリト云ヘリ。夫レヨリ降下ニ関スル内規案ヲ枢密院ニ諮詢セラル、必要アリヤ否ニ付協議シタルニ、是ハ諮詢セラル、必要アリト云フニ一致シ、皇族會議ノ方ハ總テ利害關係ヲ有セラル、ニ付會議ニテ可否ヲ決スヘキモノニハ非サルヘク、決定ノ後宮内大臣ヨリ各宮ニ言上シ置タラハ夫レニテ宜シカラント

云フコトニ一致シ、波多野ハ、然ラハ今一度伊東ニ遇ヒ、宮内省ハ此案ノ通りニテ進行スルコトヲ通告スルコトニスヘシト云ヘリ。

九月三十日

○午前十一時後石原健三来リ、内大臣府ニ出仕ヲ置クコトニ関スル官制案ヲ示シ意見ヲ問フ。予、意見ナキ旨ヲ答フ。予石原ニ対シ、先日金沢ニ行キタルトキ東久邇宮殿下ヨリ皇族子弟ノ教育ニ関スル問題ニ付話アリ、此問題ハ今日ニ始マリタルニ非ス、結局皇族処分問題ヲ解決スレハ教育問題モ解決スルコト、ナル、予ハ將ニ君ヲ訪フテ此事ヲ謀ラントシタル所ナリト云フ。石原、先日ヨリ波多野敬直ニ対シ皇族処分問題ヲ速ニ決定スルコトヲ迫マレトモ未タ決セス、先日平沼ガ波多野ニ対シ制度審会（審説）ガ何等ノ用モ為サス日月ヲ経過スルハ相済マスト云ヒタルトキ、波多野ハ皇族処分問題ハ即決スル必要アリ、之ヲ決スル為メニハ官号ヲ本トシテ規定ヲ設クルヨリ外致方ナシ、官号ハ現存スルモノニ付之ヲ争フ必要ナキニ非サヤトノ旨ヲ以テ平沼ニ話シ、平沼ハ異議ナキ旨ヲ答ヘタル由ナリ、又平沼ヨリ波多野ニ対シ遺命ニ関スル規定ニ付、遺命ニ関スル形式ヲ定ムル必要ナシト云フ説ニハ絶対ニ同意スルコトヲ得サレトモ、遺命ノコトハ重要ナルコトニ付差向キ遺言令案中ヨリ遺命ニ関スル部分ヲ削除シ、更ニ審議スルト云フコトナラハ同意シテモ宜シト云ヒタル趣ナリト云フ。石原話スルコト十分許リニシテ去ル。

○午後二時後波多野敬直ヲ其官房ニ訪ヒ、皇族子弟ノ教育ニ関スル東久邇宮殿下ノ話ヲ告ケ、皇族処分問題ノ決定ヲ促ス。波多野、平沼ト話シタル次第ヲ告ケ、処分方ヲ決スヘキ旨ヲ答フ。波多野又、遺命ニ関スル平沼ノ話ヲ告グ。予、理由ハ異ナルモ遺言令案中ヨリ遺命ニ関スル規定ヲ削レハ夫レニテ差支ナシ。遺命ニテ太傅ヲ任スルコト丈ケハ皇室典範ノ規定アル故、予等モ之ヲ争ハサルモ、遺命ヲ以テ財産処分ノコトヲ規定セントスルハ、ドコマテモ不同意ナリト云フ。波多野、財産処分ハ生前処分シテモ天皇单独ニテハ出来難シ、生前ニ出来サルコトガ遺命ニテ出来ル訳ナキニ非サヤト云フ。予、然シ出来ルト云フカ委員多数ノ意見ナル故困ルナリト云ヒ、予ノ意見ノ理由ヲ概説ス。

十月二日

侍医寮ヨリ返ルトキ石原健三ノ事務室ニ到リ、石原二先日（九月三十日）皇族処分ノ事ニ付波多野敬直ト話シタル概略ヲ談ス。

十月九日

予、波多野ニ対シ、先刻宗秩寮總裁ヨリ皇族子弟ノ教育問題ニ付、各宮ニ傅育官ノ如キ者ヲ附ケ置度意見書ヲ大臣ニ出シ置タリトノ話ヲ聞キタリ、此ノ如キ方針ニテ総テノ皇族ヲ教育スルハ適當ナラサルヘシト思ヒタルモ、皇族処分ノ事ハ之ヲ話ス訳ニ行カサル故、唯話ヲ聞ク丈ニ止メ置タリ、兎モ角臣籍ニ入ルヘキ人ヲ右ノ如キコトニテ教育スルハ事情ニ適セサルニ付、皇族処分ノ事ヲ決シタル後ニ非サレハ、教育方針ハ決シ難カルヘシト云ヒ、波多野、其通りナリ、其意見書ハ自分ハ（波多野）之ヲ見ス、石原健三ガ之ヲ持チ居ルヘシト云フ。

十月二十一日

○午前十一時後石原健三ヲ其事務室ニ訪ヒ、十月四日ニ石原ヨリ予ニ交シタル南部光臣ガ提出シタル皇室經費ト皇室財産ト題スル意見書ヲ石原ニ返ス。予、先日井上勝之助ヨリ、井上カ皇族子弟ノ教育方ニ関スル意見書ヲ宮内大臣ニ出シタルコトヲ聞キ、其意見書ノ趣意モ大概聞キタル故、君（石原）カ京都ニ行キ居リタルトキ波多野ニ対シ、井上ヨリ皇族子弟ノ教育ニ関スル意見書ヲ提出シ居ル趣ナルカ、皇族処分ノ方針ヲ定メスシテ意見書ノ如ク各宮ニ傅育官ヲ置キ宗秩寮ニ傅育官ノ監督者ヲ置ク如キ仰山ナル事ヲ為スハ、皇室ノ基礎ヲ固クスル所以ニ非ス、故ニ先決問題トシテ皇族処分ノ方針ヲ決セサルヘカラスト云フ、波多野、其通りナルカ自分（波多野）ハ未タ其意見書ヲ見ズ、次官ガ之ヲ持チ居ルナラント云ヘリト云フ。石原、之ヲ持チ居ルモ皇族処分問題ガ決セサル故其儘ニ致シ居レリト云フ。予、君ハ其意見書ヲ以テ皇族処分ヲ迫マリテハ如何ト云フ。石原、波多野モ既ニ皇族処分ノ急ヲ要スルコトヲ知り居ル故之ヲ迫マル訳ニモ行カス、山県公ニ逢ヒタルトキ皇族処分ノコトハ如何ナリタルヤト云フニ付其經過ヲ話シタル処、山県ハ、彼ノ問題ヲ制度審議会ニ諮問スルガ悪シト云ヘリ、依テ自分（石原）ヨリ、正式ニ諮問シタルニ非ス、皇室典範ノ主義ニ関スル問題アリ、内協議ヲ為サスシテ枢密院ノ議ニ付スレハ議論多キニ付、内協議ノ為メ伊東巳代治ニ話シタル

マテナリト云ヒ置キタリ、何事ニ限ラス叱カル、コトノミト云ヘリ。

十月二十三日

○午前十一時後石原健三ヲ其事務室ニ訪フ。「中略」石原、波多野敬直ニ対シ皇族処分ノコトハ山県、松方ヨリ催促セラレタリ、如何スルヤト云ヒタルニ、波多野ハ伊東巳代治ニ話シテ進行スト云ヒタリ、話ス積リノ様ニハアレトモ如何アルヘキカト云フ、波多野ハ伊東カ余リ面倒ナラハ審議会ヲ廃シテモ宜シト云フモ、今之ヲ廃スルコトハ出来ル訳ニ非スト云フ。予、先日君ノ意ナリトテ五味均平【図書寮庶務課長兼図書課長】ヨリ御歴代ノ代数等ニ関スル調査書ヲ持チ来タリ、彼ノ調査書ハ審議会ノ委員全体ニ配付シタリヤト云フ。石原、然ラス、波多野ト君丈ケニ交シ之ヲ閱シタル上、他ノ委員ニモ交シテ宜シキ様ナラハ其コトニスヘシ、一応之ヲ閱ミシ吳ヨト云フ。

十一月一日

○午後二時後石原健三予ガ事務室ニ来リ「中略」。予、波多野ガ皇族処分ノコトヲ躊躇スル原因ハ何処ニ在ルヤ、矢張り伊東巳代治ニ話スコトヲ憚リ居ルヘキヤト云フ。石原、其原因ハ分ラス、先日杯ハ制度審議会カ余リ面倒ナルコトヲ云フ様ナラハ之ヲ廃シテモ差支ナシト云ヒ居リタルモ、今日ニ至リテ之ヲ廃スルコトハ出来難シ、昨年一ト思ヒニ之ヲ廃スレハ宜シカリシニ、惜シキコトヲ致シタリト云フ。予、伊東ガ總裁ヲ辞シタルトキ之ヲ廃スレハ何事モナカリシニ残念ノコトヲ為セリ、其頃ハ平素控ヘ勝チナル清浦奎吾杯モ余程強硬ナル意見ヲ吐キ居リ、此方ニハ十分ノ味方アリタル故、伊東等カ反抗的の体度ニ出テ、モ心配ナカリシナリト云フ。石原モ其通りト云フ。

十一月二十一日

○午後予カ審査官会議ヲ開キ居リシトキ、石原健三来リテ戶外ヨリ窺ヒ視、直ニ去リタリ。会議終ハリタル後、予、石原ノ室ニ到リ、何カ用事アリタルヤヲ問フ。石原、格別ノ用事アルニ非ス、先日山県有朋、松方正義宮内省ニ会シタルトキ、波多野敬直ニ対シ何故ニ皇族処分ノコトヲ遷延スルヤヲ詰リ、波多野ハ之ヲ処置スヘキ旨ヲ答ヘタルカ、如何ニスル考ヘナリヤ分リ難シ、山県ハ制度審議会委員

カ彼此故障ヲ云フナラハ之ヲ召附ケテ蔽ニ命シテモ宜シキニ非サヤトマテ云ヒタリ、波多野ハ東伏見宮ニテ久邇宮ノ子ヲ預リ居ラル、コトハ決シテ養子ノ趣意ニテ同意シタルニ非スト云ヒ、實際其考ヘナルヘキモ、宮家ニテハ何トカナルマシキヤトノ問ニ対シ、波多野ヨリ何トカ成ルヘシトノ趣意ニテ答ヘタル故、高松宮〔宣仁親王〕カ有栖川宮ノ跡ヲ御統キ成サレタル位ノコトハ出来ルモノト思ヒ居ラル、模様ナルカ如シ、川島令次郎〔東伏見宮別当〕杯モ其様ニ思ヒ居ル様ナリ、波多野カ皇族処分ノコトヲ躊躇スルハ、或ハ右等ノ行違アルコトモ幾分關係シ居ルニハ非サルヤト思ハル、様ナリト云フ。予、其事ニ付テハ予モ幾度カ波多野ノ話ヲ聞キ、波多野ハ決シテ養子類似ノ趣意ニテ承諾シ居ルコトニ非サルハ明瞭ナレトモ、波多野ノ語明瞭ナラサルコト多キヨリ或ハ誤解ヲ招キ居ルコトアルヤモ計リ難シト云フ。

十一月二十四日

○午前十一時後更ニ波多野ヲ其官房ニ訪ヒ、「中略」。予又、皇族処分ノ事ハ如何スルヤヲ問フ。波多野、近々伊東巳代治ニ相談スヘク、宮号ヲ称スル位ノコトハ伊東ヲシテ承諾セシメ、急ニ決定スル様処置スヘシ、本月廿六日ハ松田正之〔有馬頼万三男、松田正久養嗣子〕ノ妻ノ里帰リナル趣ニテ、自分（波多野）ニモ来リ呉ヨト申来リ居レリト云フ。波多野カ之ヲ話タルハ右様ノコトニテ、從テ伊東ヲ訪フコト出来サルコトヲ告クル趣意ナラン。

十二月六日

○午前十一時後波多野敬直予ヲ召フ。乃チ其官房ニ到ル。石原健三亦在リ。波多野、皇族処分内規案ノコトハ伊東巳代治、岡野敬次郎、平沼騏一郎ニ謀リタルニ、岡野ト平沼トハ宮号ヲ用キテ内規ヲ設クルモ異議ヲ唱ヘス、唯伊東ハ宮号ヲ用ユルコトニハ同意シ難シト云ヘリ、又王公家軌範案ノコトハ、伊東等モ財産ニ関スルコトハ法律ニ讓ルニ付、襲系ノ事丈ケハ是非皇室令ニテ定ムルコトニ致シ度ト云フ、依テ此事ニ清浦奎吾ニ話シ、枢密顧問官若干名ヲ加ヘテ内協議ヲ為ス積リナリト云フ。予、皇族処分ノコトニ付テハ是迄種々考案シ見タルモ、宮号ヲ外ニシテハ範圍ヲ定ムル工夫ナシ、伊東ハ何カ考案アルヤト云フ。波多野、唯不同意

ヲ唱フル丈ケニテ、之ニ代ハルヘキ考案アルニ非スト云フ。予又、王公家軌範ノコトハ襲系ノミヲ讓ルコトハ出来難カルヘシ、然レトモ協議整ヘハ好都合ナル故、兎モ角内議ヲ開キ見ルコトハ宜シカルヘシト云フ。石原、王公家軌範ノ方ハ急ニ纏マルヘキ見込ナク、亦實際ニ於テモ左程急ヲ要スルコトナシ、皇族処分ノ方ハ之ニ反シ、教育其他ノコトニ関シ非常ニ決定ヲ急ク必要アリ、一応倉富君ヲシテ伊東ニ交渉セシメ見テハ如何ト云フ。予、伊東ハ宮号ニハ初メヨリ反対シ居ル故、到底承諾スル見込ナシト云フ。石原、兎モ角一応協議致シ見ヨト云ヒ、波多野亦之ヲ依頼ス。予、效能ナカルヘキモ協議致シ見ルヘシト云フ。波多野、伊東ニ逢ヒタラハ王公家軌範ノコトハ清浦カ病氣回復シタ<sup>レ脱</sup>ハ同人ニ相談ノ上、内議ヲ遂クルコトニ致ス積リナルコトヲ話シ置キ呉ヨト云フ。予、予ハ襲系ヲ讓ルコトハドコマデモ不同意ナリト云フ。波多野、自分（波多野）ハ初メヨリ王公族ハ併合當時ノ詔書ニテ皇族同様ノ取扱ヒニテ宜シト思ヒ居ル故、襲系ノコトハ法律論ヲ止メ呉ヨト云フ。予、然ラハ襲系ノコトニ限ラス総テ原案ノ通りニテ宜シキ訳ナリト云フ。波多野、自分（波多野）夫レニテ宜シト思ヘトモ、君等カ喧シク云フニ付、所謂互譲妥協ヲ望ム訳ナリト云フ。

十二月九日

午前七時後伊東巳代治ノ家ニ電話シ、今朝往訪セント欲ス、差支ナキヤヲ問フ。差支ナキ旨ヲ答フ。八時十分ヨリ往キ訪フ。予、皇族処分ノコトニ付テハ先頃協議シタルコトアリ、処分内規案ニ宮号ノ文字ヲ用ユルコトノ不同意ナルハ疾ク之ヲ知り居レトモ、他ニ之ヲ書キ現ハスヘキ方法ナシト云フテ予カ起草シタル案文ヲ示ス。伊東、昔日ノ四親王家位ニ限り之ヲ存スルコト、為ス様ノ工夫ナキヤ、君ガ草シタル案ノ如クスルトキハ、現在ノ皇族即チ皇室トノ血縁極メテ遠キ人ヲ永世皇族ト為ス様ニ見ユル嫌アリト云フ。予、予ガ案ハ固ヨリ姑息ノ案ナリ、然レトモ現在ノ皇族ヲ世数ヲ限リテ臣籍ニ下スト云フ如キコトハ、理由ハ十分ニアルモ事情出来難シト当局者ヨリ云フ故、已ムヲ得サルコトナリ、昔日ノ四親王家モ今日ヨリ見レハ他ノ皇族ト區別スヘキ所ナシト云フ。結局近日中岡野敬次郎、平沼騏一郎、石原健三及予ヲ加ヘテ協議スルコト、ナスヘシト云フ。伊東ヨリ、

予カ案ニ依リ処分スルトスレハ何人位アルヤト云フ。予、十人カ十一二人位ナルヘシト云フテ其調書ヲ出ス。伊東、予ノ草案ト其調書及予ガ宮号ヲ用キスシテ起草シタ別案并ニ皇室令中宮号ノ字ヲ用キ居ル例ノ抜書トヲ暫時借り置度ト云フ。予、乃チ之ヲ貸ス。

○午前十時後石原健三ヲ其事務室ニ訪ヒ、予ガ今日伊東已代治ヲ訪ヒ皇族処分ニ関スルコトヲ談シタル模様ヲ告ク。

○午後一時三十分頃波多野敬直ヲ其官房ニ訪フ。波多野正ニ大森鍾一〔皇后宮大夫〕ト話ス。事ハ歳末ニ服地料ヲ賜フ人ノ範圍ニ関スルコトナリ。大森既ニ去ル。予、波多野ニ予ガ今日伊東已代治ヲ訪ヒ皇族処分ノコトヲ談シタル模様、及ヒ波多野ノ意ニヨリ清浦奎吾ガ病氣回復ヲ待チ王公家軌範案ノコトヲ内議スル積リナルコトヲ伊東ニ伝ヘ置タル旨ヲ告ケ、直ニ其隣室ニ入り皇室經濟方針ノ協議ニ列ス。十二月十二日

○午前調査課ニ行キ、浅田恵一ニ伏見宮邦香王ノ繼嗣ヲ止メ博恭王ヲ繼嗣ト為スコトノ願書ヲ見ルコトヲ求ム。浅田之ヲ持チ来リ、大冊ナル故ヲ作りテ渡スヘシト云フ。予、之ヲ囑ス。

○午後二時頃浅田恵一審査局ニ来リ、只今伊東已代治ヨリ電話ニテ、先日來訪シテ話サレタル事ハ岡野敬次郎ニハ相談シタルモ平沼騏一郎ハ病氣ニテ未タ面会ヲ得ス、平沼ガ回復シタル上相談会ヲ開クヘク、其期日ハ直接倉富ニ通知スヘキニ付、其趣ヲ伝ヘ置クヘキ旨申来リタルコトヲ報ス。予之ヲ諾ス。

十二月十三日

午前十時後波多野ヲ其官房ニ訪ヒ、昨日伊東已代治ヨリ、皇族処分ノコトニ付岡野敬次郎、平沼騏一郎ニ相談スル積リニテ岡野ニハ面会シタル、平沼ハ病氣ニテ未タ面会ヲ得ス、平沼ガ回復シタル上ニテ評議スルコトニ致シ度旨ヲ電話ニテ通知シ来リタルコトヲ告ク。波多野、此事ハ制度審議會ノ議ニハ付セス、岡野等丈ケノ相談ニテ確定スルコトニ致シ度ト云フ。予、予等モ其積リナリト云フ。〔中略〕予正ニ波多野ト話シ居ルトキ石原健三亦其室ニ来ル。予、伊東已代治電話ノ趣旨ヲ告ク。

○午前十一時後浅田恵一來リテ、予ガ昨日囑シ置タル伏見宮繼嗣變更願ニ関スル書類ノ謄本ヲ致ス。予之ニ謝ス。

十二月十七日

○午前十時頃波多野敬直ヲ其官房ニ訪ヒ、〔中略〕。波多野、伊東已代治ヨリ皇族処分ノコトニ付未タ何トモ申来ラサルヤト云フ。予、未タ申来ラス、多分平沼ノ病未タ癒ヘサルナラン、今日司法省ニ行ク故平沼ノ病状如何ハ分ルヘシト云ヒ、〔下略〕。

十二月十八日

○午後二時後〔中略〕石原次官と参事官室にて対談。石原、先ニ岡野敬次郎来リ、倉富ヨリ伊東已代治ニ話シタル趣ハ伊東ヨリ聞キタリ、倉富ノ起草シタル皇族処分内規案ニハ沢山ノ疑問アリト云ヒ居リタリ、君ヨリ伊東ニ案ヲ示シタリヤト云フ。予、之ヲ示シタリ、宮号ヲ用ユレハ此クノ如キコト、ナリ、之ヲ用キサレハ王名ヲ列記スル様ノコト、ナサ、ルヘカラス、宮号ヲ用キスシテ之ヲ書キ頭ハス工夫ナキヤト云フ、両案及参考書ヲ示シタル処、伊東ガ之ヲ借り度ト云フニ付之ヲ渡シ置タリ、昨日司法大臣官舎ニ行キ平沼ノ病状ヲ問ヒタル処、余程快方ナリシモ二三日前ヨリ更ニ発熱シタリトノコトニテ、未タ出勤シ居ラストノコトナリト云フ。石原、先日山県公ヨリ更ニ皇族処分方針ヲ定ムルコトニ付催促アリ、今年初頃ノ様ニ靈南坂ノ事務所ニテモ合スルコト、ナレハ、栗原広太〔帝室制度審議會事務囑託〕モ浅田恵吉モ来ルコト、ナリ協議纏マリ難キニ付、自分〔石原〕ヨリ大臣ニ話シ、此節ハ大臣官舎ニ会スルコトニ為シテハ如何ト云ヒタルニ、大臣モ夫レハ差支ナシト云ヒ居リタリ、岡野敬次郎ニ逢ヒタルトキ同人ヨリ、最早年末トナリ宮内省モ多忙ニテ協議会ヲ開クコトハ出来サルヘシト云フ故、自分〔石原〕ハ多忙ナルモ此事ノ為メナラハ如何様ニモ繰リ合ハスル旨ヲ答ヘ置タリ、然シ平沼ガ出勤セサルナラハ伊東ハ平沼ヲ除キテ協議スルコトハ承諾セサルナラン、此上伊東ニ催促スル訳ニハ行カサルヘク、左スレハ年内ニハ間ニ合ハス、岡野ヨリ王公家軌範案ノコトモ話シ居リタルモ、此方ハ到底出来ス、昨日清浦〔奎吾〕モ出勤シ大臣ヨリ伊東ノ話ヲ伝ヘタル処、清浦ハ急ニ伊東ト相談スヘシト云

ヒタル趣ナリ、皇族処分ノコトハ種々ノ關係ニテ急ニ之ヲ決定スル必要アリ、君モ既ニ聞キ居ルナランカ、是迄ハ皇族ハ總テ陸海軍人ト爲ラル、コト、ナリ居ルカ、陸海軍省ヨリ皇族ニ付テモ幾分ノ制限ヲ加フルコトヲ申出テ居リ、一ト通りノ体格検査ヲ爲ス必要アリト云ヒ居レリ、身位令ニハ特別ノ事情アル場合ノ外云々トアルニ付、身体不合格ノ場合ニハ身位令ノ規定ニ矛盾スルコトハナキモ、兎モ角是迄下方針モ更ハル訳ナリト云フ。予、皇族ヲ總テ軍人ト爲スコトハ不都合ナリ、太平無事ノ時ナラハ宜シキモ、一朝事アルトキ、殊ニ百姓一揆デモ起リタル様ノトキニハ別シテ不都合ナリト云ヘリ。

十二月十九日

午前十時後波多野敬直ヲ其官房ニ訪ヒ、一昨日司法省ニテ平沼騏一郎ノ病未タ癒ヘサルコトヲ聞タルコトヲ報ス。波多野、到底年内ニハ協議スル訳ニ行カサルヘシト云フ。

十二月二十日

午前十一時五分頃將ニ東宮御所ニ赴カントシ玄關ニ到ル。伊東巳代治ニ遇フ。伊東、先日君ヨリ聞キタル事ハ未タ内議ヲ開クニ至ラス、昨日平沼騏一郎ノ病状ヲ問フ為メ其家ニ行キタルニ、平沼ハ昼間ハ熱ナキモ夜間ニハ微熱アリトテ尚ホ褥上ニ座シ居リタリ、同人カ回復スルマテ内議ヲ尽クシ難シ、今日ハ波多野ニ面会セサルヘキニ付、君ヨリ自分ガ平沼ヲ訪ヒタルコトヲ告ケ呉ヨト云フ。予之ヲ諾シテ別レ東宮御所ニ赴ク。十二時前達ス。既ニシテ波多野亦来ル。予乃チ伊東ノ言ヲ伝フ。波多野、伊東ハ王公家軌範案ノ事ニ付清浦奎吾ト会谈シタルコトハ話サ、リシヤト云フ。予、伊東トハ立談シタルノミニテ其事ニ付テハ何等ノ話モ聞カサリシト云フ。

十二月二十二日

○午後六時頃伊東巳代治ノ家ヨリ電話ニテ、本月廿五日午後二時ヨリ皇族処分ノ事ニ付靈南坂臨時帝室制度審議會事務所ニテ協議会ヲ開キ度、平沼騏一郎ハ先日來病氣ナリシモ最早回復シ、岡野敬次郎モ差支ナシ、君ハ差支ナキヤト云フ。予、差支ナキ旨ヲ答ヘシム。少時予石原健三ノ家ニ電話ス。伊東巳代治ヨリノ電話ヲ

告ケ謀ル所アラントス。石原未タ帰ラスト云フ。

十二月二十三日

午前七時三十分ヨリ賢所前ノ參集所ニ行キ博義王殿下一条朝子ノ結婚式ニ參列ス。十時前式終ハル。式ノ始マル前參集所ニテ波多野敬直ニ、昨夜伊東巳代治ヨリ電話シタルコトヲ告ケ、帝室制度審議會事務所ニテ協議スルヨリモ波多野ノ官舎ニテ協議スル方都合宜シカルヘキ旨ヲ謀ル。未タ決セス。舎人波多野ニ幄舎ニ入ルコトヲ促ス。予亦次テ幄舎ニ入ル。式既ニ終ハル。予參集所前ニテ石原健三ノ來ルヲ待チ、波多野ノ官舎ニテ協議スル方宜シカルヘキ旨ヲ謀ル。石原、波多野ニ協議シテ其事ニ變更スヘキ旨ヲ答フ。

午後零時後ヨリ宮内省ニ出勤ス。出勤前皇族処分ニ関スル内規案（本年五月十四日再考シタルモノ）ノ謄本ヲ作り、又本日修正シタル案ヲ写シ、午後一時頃石原健三ヲ其事務室ニ訪ヒ、「中略」皇族処分案ニ通ヲ石原ニ渡シ、前案ハ之ヲ伊東ニ示シ置タルモ、後案ハ未タ之ヲ示サ、ル旨ヲ告ケ、直ニ審査局ニ返リ「下略」。

十二月二十四日

○午前十時後皇族処分案前案後案各一通ヲ作り、波多野敬直ノ官房ニ行キ、前案ハ伊東巳代治ニ示シ置タリ、後案ハ未之ヲ示サ、ル旨ヲ告ケテ之ヲ渡ス。直ニ石原ノ室ニ入り、処分案ヲ波多野ニ渡シ置タルコトヲ告ク。石原、明治元年ニ達セラレタル皇族降下繼承等ニ関スル書類ヲ示ス。会々仙石政敬来ル。石原其書類ヲ仙石ニ示シ、此書類ハ一時ニ発セラレタルモノニハ非サルナラン、原案ニ付之ヲ取調ヘ呉ヨ、又書類中ニアル照高院トハ如何ナル院ナルヤ是亦取調呉ヨト云フ。仙石既ニ去ル。

十二月二十五日

○午後三時ヨリ石原ト共ニ波多野敬直ノ官舎ニ行ク。平沼騏一郎既ニ在リ。待ツコト三十分許リ伊東巳代治始メテ来リ、岡野敬次郎ハ来会スル筈ナリシモ義齒破損シテ談話スルコトモ出来難キニ付欠席スル旨ヲ告ク。波多野ト共ニ予ガ起草シタル皇族降下ニ関スル内規案ヲ議ス。伊東、平沼、皇子ノ子孫ニ付テモ降下ニ関スル内規ヲ設クル必要アルコトヲ主張シ、終ニ其趣意ヲ以テ改案スルコトニ決シ、

伊東ヨリ予ニ対シ年内ニ立案出来ルヤト云フ。予、出来ルヘキ旨ヲ答フ。

○夜皇族降下ニ関スル内規案文ヲ考ヘ、眠ルコト二三時間ニ過ギス。

十二月二十六日

午前八時頃昨夜考ヘタル皇族降下ニ関スル内規案ヲ書ス。

○午前十時後今朝書シタル皇族降下ニ関スル内規案ヲ波多野敬直ニ示ス。波多野之ヲ伊東巳代治等ニ配付スヘシト云フ。予、岡野敬次郎、平沼騏一郎ニモ宮内省ヨリ直接ニ配付スヘシヤト云フ。波多野、伊東ニ送り、伊東ヲシテ配付セシムル方可ナルヘシト云フ。予乃チ調査課ニ行キ、浅田恵一ニ内規案ノ謄本六通ヲ作り、三通ヲ伊東巳代治ニ送り、波多野ト石原トニ一通宛ヲ渡シ、予ニ一通ヲ致スヘキ旨ヲ「下略」。

○午前十一時後浅田恵一來リ、皇族降下ニ関スル内規案謄本三通ヲ致シ、三通ハ直ニ伊東巳代治ニ送ルヘキ旨ヲ告ク。

○午後一時後浅田恵一來リ、皇室ト現在ノ皇族ト人臣ニ降りタル者ト血縁ノ遠近比較表ヲ示ス。表ハ昨日平沼騏一郎ガ波多野ニ示シ、波多野ガ今日謄本ヲ作ルコトヲ浅田ニ命シタルモノナリ。

○午前十一時後石原健三ヲ其事務室ニ訪ヒ、皇族降下ニ関スル内規案ヲ示シ、既ニ大臣ノ指図ニテ伊東ニ送ル手續ヲ為シ居ケリ、異見ナキヤト云フ。石原、未タ之ヲ閱スルニ及ハス、給仕來リ石原ニ侍從長室ニ來ルヘキ旨ヲ告ク。石原乃チ行ク。予、伊東ニ送ルコトヲ謀ル。石原、之ヲ送り與ヨト云フ。

○午後三時頃石原健三ヲ其事務室ニ訪ヒ、皇族降下ニ関スル内規案一通ヲ渡シ、又波多野敬直ノ官房ニ入り一通ヲ波多野ニ渡ス。

○夜、昨夜作りタル皇族降下ニ関スル内規案第一条第二条未可ナルヲ思ヒ、修正案ヲ思フ。稍々可ナルモノヲ得タルモ未タ全ク可ナラス。

十二月二十八日

午後三時頃伊東巳代治、皇族降下ニ関スル内規案ハ確ニ受領シ直ニ岡野敬次郎、平沼騏一郎ニ配付スル手續ヲ為シ置タルカ、只今岡野ニ電話シ問合セタルニ岡野ハ既ニ受領セリト云フモ、平沼ハ未タ之ヲ受領セスト云フ。靈南坂ノ事務所ヨリ

或ハ司法省カ大審院ニテモ届ケタルニハ非サルヤト思ハル、平沼カ未タ案ヲ受領シ居ラサル故、明日會議ヲ開ク訳ニ行カス、明後日ニナレハ三十日ニテ余リ歳迫トナル故、石原健三ト相談ノ上一月六日午前十時ヨリ靈南坂事務所ニテ協議スルコト、ナセリ、差支ナキヤト云フ。予、差支ナキ旨ヲ答フ。伊東、君カ差支ナケレハ是ヨリ岡野、平沼ニ交渉シテ其事ニ決定スヘシ、六日ニハ成ルヘク宮内大臣ニモ出席ヲ請ヒ度、同日ハ喫飯テモ致シ度シ、大臣ガ多用ナラハ喫飯ノ時丈テモ出席シ貫ヒ度ト思ヒ居ルト云フ。予、先日ノ案ハ自分ノ氣ニモ入ラス、其後改案モ致シ置タリト云フ。伊東、尚ホ日時モアルニ付十分練リ置與ヨト云フ。

十二月二十九日

○午前九時宮内省ヨリ直ニ青山齋場ニ到リ小松原英太郎ノ葬ニ会ス。休憩所ニテ平沼騏一郎ニ遇フ。平沼ニ対シ先日伊東巳代治ヲ經テ廻送シ置タル皇族降下ニ関スル内規案ハ其後改案シ置タリ、来月四日頃其案ヲ廻送スヘシト云フ。平沼、自分(平沼)モ修正案ヲ作り置ケリ。予、原案第一条第二条甚チ拙ナリト云フ。平沼、自分(平沼)ハ原案第一条第二条トハ一条ニ纏メタリト云フ。予、予モ第二条ヲ削リ第一条ニ纏メタリト云フ。平沼、夫レナラハ考ヘガ一致シタル訳ナリト云フ。予、皇玄孫ノ長子孫ト云フコトガ中々面倒ニテ、直系ト云フコトモ頗ハサ、ルヘカラス、予ハ後者(皇玄孫ノ長子及其ノ長孫長曾孫長玄孫)ト書シ置ケリト云フ。平沼、自分(平沼)ハ長孫ト云フ語ハ皇室典範ノ用例ニテ直系ノ孫ヲ指シタルモノナルコト明瞭ナリト思ヒ(皇玄孫ノ子孫ハ長子及四世マテノ長孫ヲ除クノ外)ト書シ置ケリ、兎ニ角彼ノ内規ノ如ク降下スルコト出来クレハ一進歩ナリ、自分(平沼)ハ嫡庶ノ別ヲ皇室典範ノ文例ニ依リ原案ヨリモ少シク緩カニ修正シ置ケリ、附則ノ某王某王ト云フハ之ヲ除外スル必要アリヤ、又誰ノコトナリヤト云フ。予ハ一ハ邦香王ニテ他ハ多嘉王ナリ。多嘉王ハ宮号ヲ賜ハリタシトノ意見モアリタル位ニテ、直ニ降下スル訳ニハ行キ難キ事情ナリト云フ。平沼、成ルヘク宮号ヲ賜ハサル様ニアリタシト云フ。予、夫レハ賜ハサルコト、ナリ居ルト云フ。午前十一時頃家ニ帰ル。